



令和7年8月22日

交付前のマイナンバーカードの紛失について

1 概要

金町区民事務所で交付前のマイナンバーカード1枚を紛失し、現在まで見つからない。なお、カードを使用して各種証明書が交付されていないことを確認している。

2 経過

- | | |
|----------|---|
| 6月26日（木） | ・ 7月1日（火）来庁予定分の交付前準備作業を委託事業者が行う。この時点で対象のマイナンバーカードがあることは確認済み。 |
| 30日（月） | ・ 7月1日（火）来庁予定分の交付前最終確認作業を委託事業者が行ったところ、対象のマイナンバーカードが見当たらないことに気づき、区職員へ報告した。 |
| 7月 1日（火） | ・ 6月30日（月）に引き続き区職員と委託事業者で事務所内を捜索するも見つからず |
| 3日（木） | ・ 対象者の自宅へ区職員と委託事業者が訪問し、説明及び謝罪。個人番号の変更処理とマイナンバーカードの再作成を行うことで了承を得た。 |
| 4日（金） | ・ 区職員が対象者の個人番号の変更処理を実施 |
| 7日（月） | ・ 区職員がマイナンバーカードの再作成処理を実施 |
| 9日（水） | ・ 区職員が警察へマイナンバーカードの遺失届を提出 |
| 17日（木） | ・ 対象者の自宅へ区職員が訪問し、再作成したマイナンバーカードを交付 |

3 発生原因

作業の過程の中で、他の書類等に紛れた可能性がある。

4 再発防止策

防犯カメラの設置を進めるとともに、他の書類等に紛れることを予防するため、整理整頓を徹底する。

【問い合わせ】 地域振興部戸籍住民課